

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 令和2年1月17日

**【会社名】** 新都ホールディングス株式会社

**【英訳名】** SHINTO Holdings, Inc

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 鄧 明輝

**【本店の所在の場所】** 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号

**【電話番号】** 03-5980-7002

**【事務連絡者氏名】** 半田 紗弥

**【最寄りの連絡場所】** 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号

**【電話番号】** 03-5980-7002

**【事務連絡者氏名】** 取締役 半田 紗弥

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、令和2年1月16日に、東京地方裁判所から判決の言渡しを受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本報告書を提出するものではありません。

## 2【報告内容】

### 1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 2020年1月16日

### 2. 本訴訟を提起した者

- (1) 名称 : 江蘇舜天国際集団軽紡進出口有限公司
- (2) 所在地 : 中華人民共和国南京市軟件大道21号
- (3) 代表者の役職・氏名 : 葛 敬東

### 3. 本訴訟の内容及び請求金額

当社は、東京地方裁判所において、平成29年9月28日(2017年9月28日)付で江蘇舜天国際集団軽紡進出口有限公司より、当社に納入した衣料品の売掛債権を有しているとして、41万6901.82米ドル及びこれに対する遅延損害金の支払いを請求する訴訟を提起されました。当社は、当該売掛債権の存在等の事実関係に関する当社の認識とは相違があったため、争っておりましたが、令和2年1月16日(2020年1月16日)に、東京地方裁判所において、以下の内容の判決を言渡されました。

- (1) 被告[当社]は、原告に対し、33万3693.81ドル及びこれに対する平成27年(2015年)7月1日から支払済まで年6分の割合による金員を支払え
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

当社はこの判決に不服であり、控訴の準備をしております。